

地籍調査にご協力下さい

平成九年度は、畑下地区を中心とする日置中の一・三平方キロメートルを調査します。



町では、平成二年度から、国土調査法に基づいて地籍調査を実施しております。本年度は、大字日置中の一部一・三平方キロメートルを実施します。この地域に含まれる耕地（ほ場整備の土地を除く）、山林、その他の全ての土地が対象になります。関係地域の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくご協力をお願いします。

なお、本年度調査地区以外の調査予定地の土地所有者の皆さんにおかれても、調査年度にこだわることなく町全域が、同時に調査を行うというお考えで、境界の確認をしておいてください。

境界不明地などは、境界をくわしく知っておられる方などのご意見を参考にされながら、早めに決められて永久杭を設置するなどの準備をしておかれるとよいでしょう。

また、土地売買などの取引をしておられても、所有権移転登記などを処理されていない土地の整理や、あなたの大切な財産の保全などにご留意くださいまして、今後の調査のときにはスムーズに行えるようご協力ください。

日置町に 定住される方を支援します



▲ 奨励金交付式

町では、人口の確保と増加をめざして、平成六年四月から平成十一年三月までの間、定住希望者に対する支援制度を実施しています。

この制度の内容を次のとおりお知らせします。詳しくは役場企画情報係へお問い合わせ下さい。

* 転入奨励金（一家族）

- 持家 五〇万円
- 借家 三〇万円

十八才以下の子供を含む家族が十年以上定住の意志をもって転入し、就業した場合

- 一、町営住宅入居者が、十年以上町内に定住の意志があれば、借家扱い。
- 二、Uターン等で、若夫婦家族が親と同居し定住する場合は、借家並の扱い。
- 三、転出後、再転入する場合は、持家の場合三年以上、借家の場合五年以上経過した家族の転入を対象とする。
- 四、定住期間は十年以上が原則であるが、不可抗力により遵守できなくなった場合の取扱

- 五年未満——九割を返還
 - 五年を越え十年未満——三分の二を返還
- * 後継者育成奨励金（一人）
三〇万円

農・林・漁・商工業の専業又は、第一種兼業者で、五年以上定住の意志をもって就業する場合

- 一、四十才未満で就業する人を対象とする。